

湯川だより



第19号 2015/2/25
発行：御代田町 町民課
佐久市・北佐久郡環境施設組合

～安定したごみ処理の実現と新クリーンセンター整備に向けて～

新クリーンセンターに係る都市計画決定手続きが始まる



▲ 2月12日開催 都市計画決定素案説明会(役場大会議室)

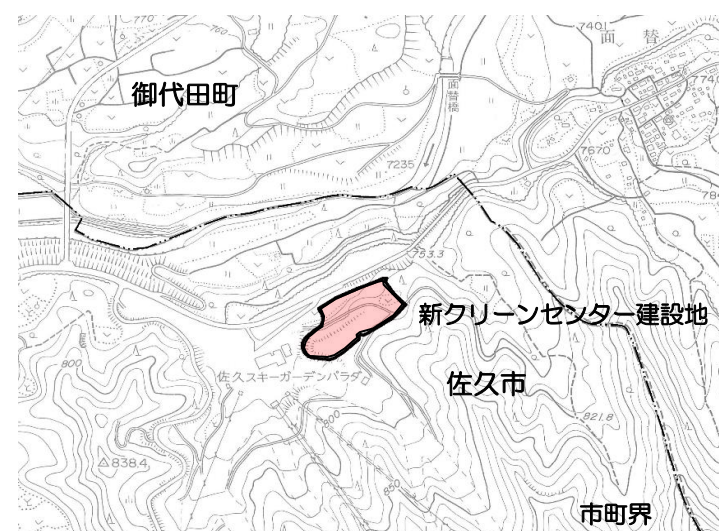
佐久市・北佐久郡環境施設組合が事業を進めている新クリーンセンターは、佐久市平根地区にある佐久スキーガーデンパラダ北パラダ第3駐車場付近一帯を建設地としています。

これまで、新クリーンセンターに係る必要な手続きとして、環境影響評価を主にお知らせしてきましたが、新たに都市計画法に基づく『新クリーンセンターの都市計画決定手続き』が2月から着手され、現在、御代田町においても手続きを進めています。

広報やまゆり2月号(平成27年1月25日発行)に、この都市計画決定の手続きに関するお知らせを掲載しましたが、この手続きに関する説明会を2月12日(木)午後6時30分から役場大会議室において開催しました。

説明会には、区長さんを始め町民の方11名が参加され、町建設水道課より都市計画マスタープランの変更およびごみ焼却場の都市計画決定素案について説明を行いました。組合の職員も新クリーンセンター整備に関する概要を説明するため、出席しました。

都市計画決定と新クリーンセンターについて



都市計画は、都市の目指す将来像を実現するため、①土地利用②都市施設③市街地開発事業に関する計画を総合的・一体的に定め、街路・公園・下水道・その他の公共施設を整備するとともに、合理的な土地利用を行うための計画とされています。

ごみ焼却場は、建築基準法第51条により「都市計画区域内においては、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ新築し、又は増築してはならない」とされており都市計画法第11条の「都市施設」として種類、

名称、位置、区域および面積などを定めることとされています。

都市計画として決定することを『都市計画決定』といい、現在、計画している新クリーンセンターを整備するためには、都市計画決定により、施設の位置を決定する必要があります。

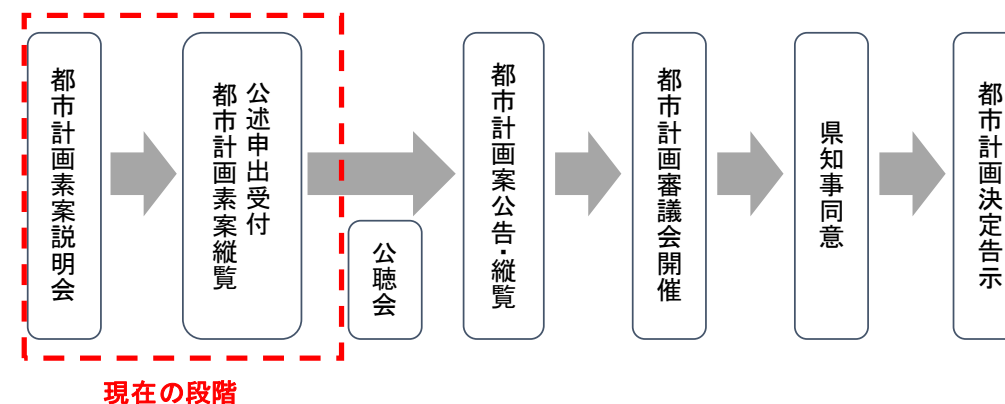
都市施設について

都市施設とは、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために必要不可欠な道路、公園および下水道やその他の施設の総称で、これらのうち都市計画決定されたものを都市計画施設といいます。都市施設には、他にも汚水処理場、火葬場、「ごみ焼却場」などがあり、特にこうした施設は都市に居住する人々が快適な生活を営むために欠くことのできない施設です。周囲に与える影響が予測される場合、適切な環境保全措置を事前に実施し、対策を講じるなど、地域住民の皆さまの関わりも大きいため、原則として都市計画でその位置を決定することになっています。

今回、ごみ焼却場の建設地は佐久市となりますが、御代田町もこのごみ焼却場を利用し、都市計画区域を有することから、施設所在地以外の御代田町や軽井沢町においても「都市施設(ごみ焼却場)」の位置を決定するための都市計画手続きを行う必要があります。

今後の手続きについて

現在、都市計画決定素案の閲覧が3月6日(金)まで町建設水道課において行われ、公述の申出についても同期間内にて受け付けをしています。素案に対し意見を述べたい方から公述の申出があった場合は、3月15日(日)午前10時から役場大会議室において公聴会が開催される予定です。申出が無い場合は、公聴会は中止となります。



地質(ボーリング)調査を追加で実施しました



▲ 追加地質調査(ボーリング調査)の様子

組合では、昨年10月31日付で長野県知事から送付を受けた新クリーンセンター建設に係る環境影響評価準備書に対する意見書を踏まえ、建設地の北側、県道草越豊昇佐久線に面した地点で、2カ所の地質(ボーリング)調査を追加で実施しました。

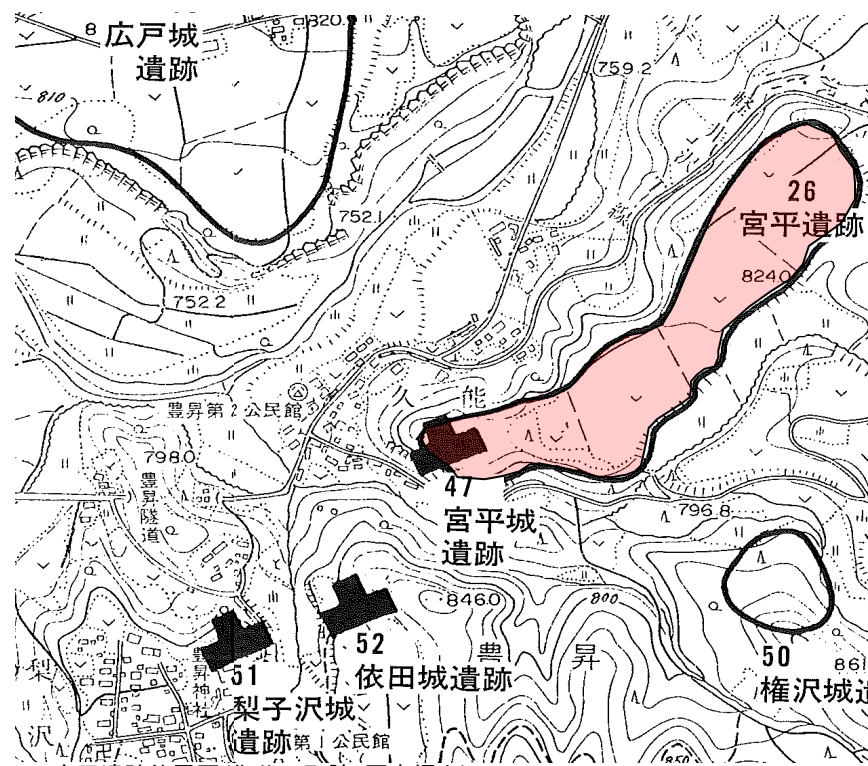
現地でのボーリング調査は、1月19日から30日まで行い、現在、調査結果に基づく土質試験が行われています。

地質調査の結果は、環境影響評価書の地形・地質等に関する項目に反映させ、より精度を高めた予測・評価とするための基礎資料となります。準備書における県知事および県環境影響評価技術委員会の意見等を踏まえ、必要な修正をしたのち、本年4月を目途に評価書として公告される予定です。



御代田町観光キャラクター
みよたん

ちよつとそこまで♪ 「あくびちゃん」を訪ねて ～ 5千年の眠り 豊昇宮平遺跡 ～



▲ 宮平遺跡位置図(御代田町誌 歴史編上)

エコールみよたで開催されていた町の書初め展に足を運んだ際、入口の右手側にある浅間縄文ミュージアムが目にとまったことをきっかけに、今回の「ちよつとそこまで♪」は、町に多く残る古代の遺物からユニークな愛称を持つ遺物(土器)をご紹介します。

町には、多くの遺跡や城跡が確認されており、なかでも豊昇区の宮平地籍周辺で確認された「宮平遺跡」は、縄文時代後期の遺物が数多く出土しています。

また、湯川沿いには、いくつかの城跡もあり、太古からの息吹が伝わる貴重な一帯とも言えます。



▲ 宮平遺跡出土の「あくびちゃん」(釣手土器)



▲ 2011年11月22日撮影 宮平遺跡(前:発掘された住居 奥:復元された住居)

宮平遺跡から発掘された多くの遺物の中に、つり下げるためのアーチ状をした「釣手土器(つりてどき)」と呼ばれる土器が見つかり、約5千年前の縄文時代のものと確認され、『あくびちゃん』の愛称が付けられました。

浅間縄文ミュージアムに勤務する主任学芸員、博士の堤隆さんにあくびちゃんの由来を尋ねると、目、鼻、口の人面が表現されていて、大きな口を開けたように見えることからあくびちゃんの愛称が付いたとのこと。このあくびちゃんは、内部で神聖な火を灯すために用いられた特別なランプであると考えられているそうです。

浅間縄文ミュージアムに展示されているあくびちゃん。ケース越しのあくび顔を前に、太古の昔からこの地域で人々が暮らし、長い時間の波に埋もれながらもその営みが引き継がれ、現在に遺物として再び蘇る。そんな歴史の奥深さにロマンを感じました。(ゆ)

編集後記

昨年、町内5カ所で開催された環境影響評価準備書説明会の際、会場にお越しいただいていた町民の方から「これまでの資料もいただけませんか?」とお声掛けがあり、後日、その方に資料を送付させていただいたところ、お礼のお手紙が届きました。これをきっかけに、その後も新クリーンセンターのことや湯川だよりのこと、町の自然環境や歴史、文化のことなど多くの話題を通じ、その方とお手紙での交流を続けさせていただいています。

ご自身の自然に関する活動内容や町に対する想い、貴重な経験談など、毎回お手紙を読ませていただくたびに心が温まります。新クリーンセンター整備事業の担当になっていなければ、こうした交流もできなかったかと思うと、与えられた環境に感謝の気持ちで一杯です。

徐々にではありますが、厳しい寒さも弱まりを見せる日が増えております。3月、4月は、別れと出会いの季節ですが、中国の成語に「我逢人(がほうじん)」という言葉があります。「人と逢うことから全てが始まる」という意味の出会いの尊さを表した言葉です。これからも人との出会いを大切に、本事業に取り組んでいきたいと思っております。

【発行】 御代田町 町民課 環境衛生係
御代田町大字御代田 2464 番地 2 電話：0267-32-3111 (内線 47)

【組合問合せ先】 佐久市・北佐久郡環境施設組合
佐久市中込 3056 番地 佐久市役所内 電話：0267-62-2916